

# 「身体的拘束等適正化のための指針」

社会福祉法人 萩の里

## 1. 身体的拘束等の適正化に関する基本的な考え方

身体拘束は利用者の生活の自由を制限するものであり、利用者の尊厳のある生活を阻むものである。利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく身体的拘束等による身体的・精神的弊害を理解して、身体的拘束をしないことを目指す。

## 2. 身体的拘束等の適正化に向けた組織体制

### 1) 身体拘束等適正化委員会

身体的拘束等の適正化を図る観点から「身体拘束等適正化委員会」を設置する。

「身体拘束その他の行動制限防止に係る規定」において委員会の名称、構成、会議の内容等について定めるものとする。

なお、開催は「虐待防止委員会」と同時に開催できるものとする。

また、やむを得ず身体的拘束等を行う場合は、その対応方法と手順をマニュアルに定めるものとする。

## 3. 身体拘束等の適正化の研修に関する基本方針

身体的拘束等適正化のための職員研修は、身体的拘束等の適正化に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発すると共に、本指針に基づき身体的拘束等の適正化を徹底する。研修は定期的に年2回以上実施するとともに、職員の新規採用時には必ず身体的拘束等適正化の研修を実施する。

また、研修の内容は記録し電磁的記録等により保存する。

## 4. 身体拘束等発生時の対応方法に関する基本方針

本人の権利擁護を最優先し、本人の意思の確認・尊重が重要である。従業員を罰することが目的ではなく、その行為の原因を探り抱えている問題が解消されるよう支援する。正確な情報収集と客観的判断、長期的にチームアプローチで解決を図っていく視点が重要である。また、個人情報・プライバシーへの配慮も必要である。

発生時の対応については萩の里「身体拘束等適正化マニュアル」に定める。

## 5. 事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針

身体拘束等の事案については、その全ての案件を「身体拘束等適正化マニュアル」に定めた書式により、身体拘束等適正化委員会に報告するものとする。この際、委員長が定期開催の同委員会を待たずして報告を要すると判断した場合は、臨時的に同委員会を招集するものとする。

## 6. 利用者に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

当該指針については、誰でも閲覧できるように、拠点ごとに掲示するとともに、法人ホームページへ掲載する。

## 7. その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

本指針に定める研修の他、積極的・継続的な研修参加により、利用者の権利擁護とサービスの質向上に努めるものとする。

## 附 則

この指針は、令和7年4月1日から施行する。